厚生労働大臣の定める掲示事項

（令和７年 10 月１日現在）

◇当病院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保健医療機関です。

Ⅰ　入院基本料について

１号棟２階病棟（急性期一般入院料４・地域包括ケア入院医療管理料１）　38 床
（令和７年度４月　年間平均患者数２７名）

10 対１入院基本料　急性期看護補助体制加算 25：1
当病棟では、１日に９人以上の看護職員（看護師・准看護師）と、４人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯毎の看護配置（傾斜配置）について　＜2 交替制＞
09：00～17：00 まで
・看護職員１人当たりの受持ち数は、６人以下です。
・看護補助者１人当たりの受持ち数は、14 人以下です。
17：00～09：00 まで
・看護職員１人当たりの受持ち数は、14 人以下です。
・看護補助者１人当たりの受持ち数は、27 人以下です。

１号棟３階病棟（地域包括ケア病棟入院料１）　36 床
（令和７年度４月　年間平均患者数 24 名）

13 対１入院基本料　看護配置加算
当病棟では、１日に８人以上の看護職員（看護師・准看護師）と、３人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯毎の看護配置（傾斜配置）について　＜2 交替制＞
09：00～17：00 まで
・看護職員１人当たりの受持ち数は、６人以下です。
・看護補助者１人当たりの受持ち数は、24 人以下です。
17：00～09：00 まで
・看護職員１人当たりの受持ち数は、12 人以下です。
・看護補助者１人当たりの受持ち数は、24 人以下です。

３号棟２・３階病棟（障害者施設等入院基本料）　42 床
（令和７年度４月　年間平均患者数 34 名）

看護職員（13 対 1）
当病棟では、１日に８人以上の看護職員（看護師・准看護師）と、４人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯毎の看護配置（傾斜配置）について　＜2 交替制＞
09：00～17：00 まで
・看護職員１人当たりの受持ち数は、９人以下です。
・看護補助者１人当たりの受持ち数は、17 人以下です。
17：00～09：00 まで
・看護職員１人当たりの受持ち数は、17 人以下です。
・看護補助者１人当たりの受持ち数は、34 人以下です。

Ⅱ　入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、７日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしております。

Ⅲ　明細書発行体制について

医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。
公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方について明細書を無料で発行しております。
明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

Ⅳ　当院は関東信越厚生局に下記の届出を行っております

① 当病院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降）適温で提供しています。

② 基本診療料の施設基準等に係る届出

- 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料４）
- 障害者施設等入院基本料（13 対１入院基本料）
- 地域包括ケア入院医療管理料１
- 地域包括ケア病棟入院料１
- 救急医療管理加算
- 診療録管理体制加算３
- 医師事務作業補助体制加算１（25 対１）
- 栄養サポートチーム加算
- 急性期看護補助体制加算（25 対１急性期看護補助体制加算）（看護補助者５割以上）
- 夜間 50 対１急性期看護補助体制加算
- 夜間看護体制加算
- 看護補助体制充実加算１
- 特殊疾患入院施設管理加算
- 感染対策向上加算２
- 地域加算（６級地）
- 協力対象施設入所者入院加算
- 後発医薬品使用体制加算１
- 病棟薬剤業務実施加算１
- データ提出加算２　４
- 入退院支援加算１
- 認知症ケア加算３
- 看護補助加算
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 情報通信機器を用いた診療
- 療養病棟療養環境加算１

③ 特掲診療に関する事項

- 夜間休日救急搬送医学管理料
- 救急搬送看護体制加算２
- 外来リハビリテーション診療料
- がん治療連携指導料
- 薬剤管理指導料
- 医療機器安全管理料１
- 在宅時医学総合管理料
- 施設入居時等医学総合管理料
- 検体検査管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）
- 人工腎臓　慢性維持透析を行った場合１
- コンピューター断層撮影（CT 撮影）
  16 列以上 64 列未満のマルチスライス型の機器による場合
- 磁器共鳴コンピューター断層撮影（MRⅠ撮影）
  1.5 テスラ以上３テスラ未満の機器による場合
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
- 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅱ）
- 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- 輸血管理料Ⅱ
- 麻酔管理料Ⅰ
- 別添１の「第 14 の２」の１の（3）に規定する在宅療養支援病院
- 導入期加算１
- 透析液水質確保加算
- 背髄刺激装置植込術
- 背髄刺激装置交換術
- 椎間板内酵素注入療法
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ペースメーカー移植術
- ペースメーカー交換術
- 胃瘻造設術
- 二次性骨折予防継続管理料１、２、３
- 看護職員処遇改善評価料３５
- 院内トリアージ実施料

・外来、在宅ベースアップ評価料 1　　・入院ベースアップ評価料 36
・医療 DX 推進体制整備加算　　・在宅医療 DX 情報活用加算

④　その他の事項
・入院時食事療養（Ⅰ）　　・入院時生活療養（Ⅰ）
・酸素の購入価格に関する届出

Ⅴ　保険外負担に関する事項

当院では、個室使用料、証明書・診断書などにつきまして、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしております。

①　特別療養環境の提供（室料差額）

		日　額	主な設備・備品
特室 1	1 号棟 2 階	5,000 円（税別） 5,500 円（税込）	テレビ、冷蔵庫、電話、 床頭台、物入れ、 応接セット、 バス、トイレ
特室 2			
特室 3	1 号棟 3 階		
特室 5			

②　診断書・証明書料及びエックス線写真複写料
別紙「診断書料等料金表」をご覧ください。

③　予防接種・自費検査及びその他の診療料
別紙「予防接種・自費検査・その他料金表」をご覧ください。

④　入院期間が 180 日を超える場合の費用の徴収
同じ症状による通算のご入院が 180 日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険から入院基本料 15%が支払われません。この 180 日を超えた日からは選定療養対象となり、特定療養費として 1 日につき一般病棟入院基本料（急性期一般入院料４）については 2,376 円（税込）、障害者施設等入院基本料（13 対 1 入院基本料）については 2,233 円（税込）の患者さん負担となります。

Ⅵ　特掲診療料の施設基準（手術）に係る院内掲示

別紙「当院の手術件数及び症例数」をご覧ください。

Ⅶ　入院時の食事負担

1 食につき、次に掲げる金額が患者様の負担になります。

①　現役並所得者　一般の方Ⅱ・Ⅰ	510 円
②　市町村非課税世帯に属する方等（③以外の方） 《過去 1 年間の入院日数が 90 日を超えている場合	240 円 190 円
③　②のうち、所得が一定基準に満たない 70 歳以上の方等	110 円
＊ 上記の他、腎臓食・肝臓食・糖尿病食・胃潰瘍食・貧血食など医師の指示により、治療を目的とした食事を提供させていただく場合には加算があります。	76 円

上記②及び③に該当する方は、ご加入の医療保険の保険者（後期高齢者は居住地の市町村）が発行する減額認定書を、医療機関窓口に提出することにより、減額が受けられます。詳しくは医療保険の保険者（後期高齢者は市町村）にお問い合わせ下さい。

Ⅷ　医療 DX 推進体制整備加算・在宅医療 DX 情報活用加算

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

電子資格確認をして取得した診療情報を診察、訪問診療で閲覧又は活用できる体制を有しております。

電子処方箋の発行を行っております。（※現在調整中、近日開始予定）

電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については当該サービスの対応予定です。

マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声がけ、ポスター提示を行っております。

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示しています。

Ⅸ　その他

【後発品（ジェネリック医薬品）について】

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用・使用しております。

【医師、看護、その他医療従事者の勤務負担軽減取組みについて】

〇医師と医療関係職種、事務職員等における役割分担

〇連続当直を行わない勤務体制の実施

【敷地内全面禁煙について】

当院では、敷地内全てを禁煙としております。